

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

改定後	現行
<p data-bbox="421 256 864 280">接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針</p> <p data-bbox="949 300 1106 323">平成 30 年 2 月</p> <p data-bbox="943 344 1106 368"><u>(平成 30 年 0 月最終改定)</u></p> <p data-bbox="949 387 1106 411">総 務 省</p> <p data-bbox="185 435 271 459">1. (略)</p> <p data-bbox="185 480 322 504">2. 用語の意義</p> <p data-bbox="226 523 965 547">本指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="208 566 371 590">(1) ～(3) (略)</p> <p data-bbox="208 609 1070 633"><u>(4) 他事業者接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が他の電気通信事業者に支払う金額</u></p> <p data-bbox="208 652 1099 721"><u>(5) 利用者料金 事業者がその設置する第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金</u></p> <p data-bbox="226 740 271 764">(略)</p> <p data-bbox="185 785 367 809">3. 検証の実施方法</p> <p data-bbox="208 828 331 852">(1) 検証時期</p> <p data-bbox="208 871 1099 1027">事業者は、電気通信事業法第 33 条第 14 項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第 2 項の規定に基づく接続約款の認可の申請(以下「認可申請」という。)に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に関する接続料、<u>他事業者接続料</u>及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="208 1046 300 1070">(2) (略)</p> <p data-bbox="208 1090 331 1114">(3) 検証方法</p> <p data-bbox="208 1133 1099 1465">検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額<u>に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料(※2)の総額を加えたもの(以下「接続料等総額」という。)</u>を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の 20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※3)。<u>利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。</u></p>	<p data-bbox="1361 256 1805 280">接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針</p> <p data-bbox="1883 300 2040 323">平成 30 年 2 月</p> <p data-bbox="1883 387 2040 411">総 務 省</p> <p data-bbox="1131 435 1216 459">1. (略)</p> <p data-bbox="1131 480 1267 504">2. 用語の意義</p> <p data-bbox="1171 523 1910 547">本指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1153 566 1317 590">(1) ～(3) (略)</p> <p data-bbox="1153 652 2045 721"><u>(4) 利用者料金 事業者がその第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金</u></p> <p data-bbox="1171 740 1216 764">(略)</p> <p data-bbox="1131 785 1312 809">3. 検証の実施方法</p> <p data-bbox="1153 828 1276 852">(1) 検証時期</p> <p data-bbox="1153 871 2045 1027">事業者は、電気通信事業法第 33 条第 14 項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第 2 項の規定に基づく接続約款の認可の申請(以下「認可申請」という。)に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に関する接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="1153 1046 1245 1070">(2) (略)</p> <p data-bbox="1153 1090 1276 1114">(3) 検証方法</p> <p data-bbox="1153 1133 2045 1334">検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の 20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※2)。</p>

※1 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。

※2 検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当該料金を含むものとする。

※3 (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. (略)

5. 利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※4)には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。

※4 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合

① (略)

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※5)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※5 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回る状況

総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

(1) (略)

(2) 検証のための具体的な算出方法は、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更することができる。事業者は、具体的な算出方法を変更したときは、「4. 結果の公表等」により、当該変更の内容及び理由を報告し、及び非公表とする正当な理由がある部分を除き公表するものとする。

(3) 検証対象の範囲については、本指針の策定の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。

(4) (略)

※1 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。

※2 (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる機能ごとの振替接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. (略)

5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と振替接続料の総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※1)には、事業者は、次のいずれかの措置を講じる。

※1 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料を下回った場合

① (略)

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※2)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※2 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料を下回る状況

総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講じるものとする。

6. その他

(1) (略)

(2) 検証対象の範囲については、本指針の適用の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。

(3) (略)